

福井市監査告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年10月19日

福井市監査委員	谷川	秀男
福井市監査委員	滝波	秀樹
福井市監査委員	今村	辰和
福井市監査委員	下畑	健二

1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

総務部

職員課（安全衛生室）、広報課、総合政策課、新幹線プロモーション課

未来づくり推進局

女性活躍促進課

消防局

消防総務課、予防課、救急救助課、管制課、中消防署、南消防署、東消防署、臨海消防署

(2) 監査範囲

令和元年度及び2年度（令和2年4月から同年6月末まで）の財務事務及び事務事業等の執行状況

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、本市を取り巻く社会状況や市民ニーズに合致しているか。

(2) 経済的かつ効率的な事業実施に向け、各事業の取組について検証を行っているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び実地調査を実施した。

(2) 監査の実施期間

令和2年8月5日から同年10月13日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。ただし、指摘事項として掲げた事項については、改善の必要があると認めたので、速やかに是正措置をとられたい。

なお、注意とした事項があるが、監査の過程において触れたので省略する。

(指摘事項)

国の石油貯蔵施設立地対策等交付金の申請について、経費節減を目指し防火衣の購入時期を消費税増税前に早めたところ、事前着手となり結果として交付対象外となった。納品スケジュールを検討すべき予算要求時や支出に関する決裁伺書の回議時など、今回の事案

を防止するいずれの機会も所属として確認が不十分であった。

交付金や補助金の申請に当たっては、交付要綱等を十分に把握した上で適切な事務処理をされたい。

【消防局消防総務課】